

第 11 回委員会からの変更箇所について

1. 委員会での指摘

植生修景の基本方針に歴史的な観点も踏まえたものを加えると良い。

植生修景方針 P 31、32 に追記。

新たな課題として、「各種調査によって、藩政期における植生の把握と現況植生の評価を行い、仙台城跡の全体の植生景観をより明らかにする必要がある。」を追加。

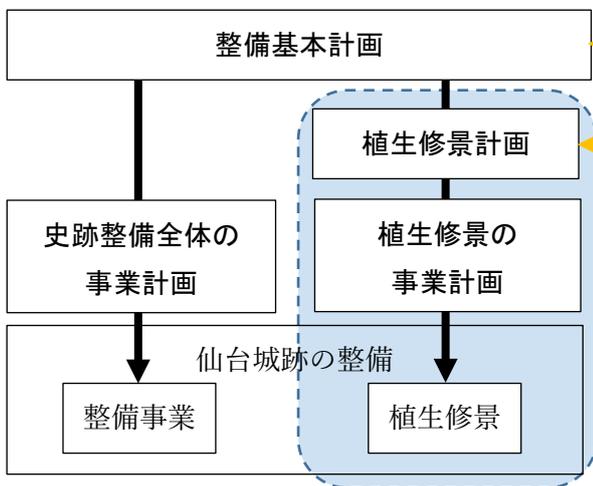
基本方針は、各種調査を踏まえたうえで史跡仙台城跡の整備を進めるという書き方に変更。

2. 文化庁および宮城県との協議での指摘

整備基本計画と植生修景計画の 2 つに、それぞれ事業計画がつくことで同等の計画に見えてしまう。また、植生修景も史跡整備の 1 つであるため事業計画を分けるのではなく、整備基本計画で定めた史跡整備全体の事業計画に当てはめる必要がある。

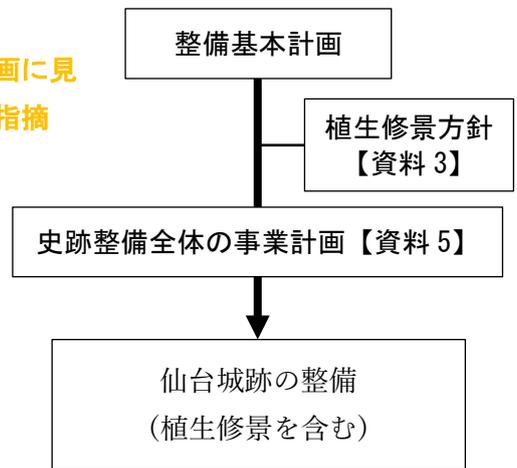
植生修景計画から事業計画を削除し、名称を植生修景方針に変更。史跡整備全体の事業計画は、植生修景方針の内容を踏まえて変更した。

修正前



それぞれが「計画」であり、かつ事業計画が別につくことで、独立した同等の計画に見えてしまう。

修正後



植生修景方針は整備基本計画を補足し、2 つを踏まえて全体の事業計画を作成し、整備を進める。